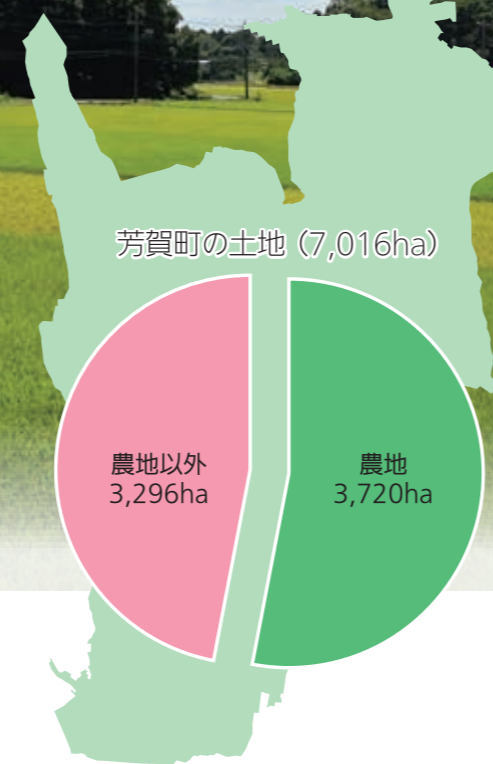


「地域計画」を作成します

地域の農地を次世代に引き継ぎましょう！

現在、農業者の高齢化や後継者不足により、農業者の減少や、耕作放棄地が拡大して地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。
農地が利用されやすくなるよう、農地の集積・集約化に向けて“地域計画”の作成に取り組んでいます。

岡農政課農業振興係 ☎028(677)1110
農業委員会 ☎028(677)6047



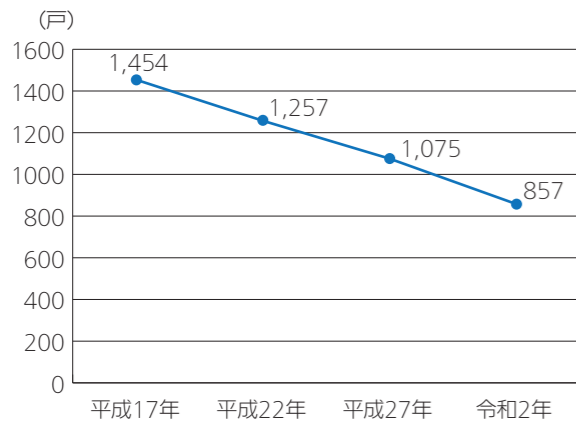
町の農業の現状

芳賀町には、町の総面積(7,016ha)の約半分を占める3,720haの広大な農地があります。町の中央を五行川と野元川が流れ、中央部に県内で代表的な米どころとして知られる水田地帯が形成されています。果樹や野菜類をはじめ、施設園芸・畜産などの都市近郊型農業が盛んで、特に梨は県内第2位の生産地です。

町内農業者の数は、平成17年時点で約1,450戸でしたが、令和2年時点では857戸まで減少しています。また、町認定農業者の年齢を見ると、令和5年9月1日時点で、個人で認定されている認定農業者221人のうち、約6割が60歳以上となっています。

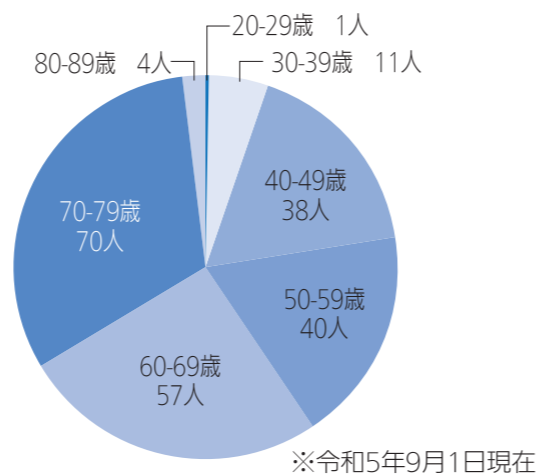
広大な農地を持つ芳賀町ですが、農家の減少、高齢化が進んでおり、今後農地の担い手の減少や耕作放棄地の増加等が懸念されています。

町内農業者の人口推移



※農林業センサス農林業経営体調査における、農業経営体数

町認定農業者の年齢



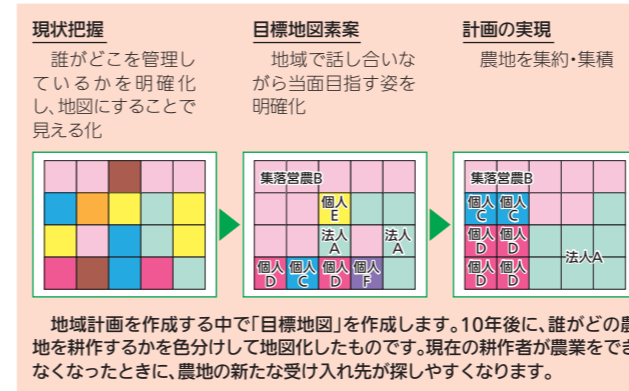
※令和5年9月1日現在

地域計画とは？

農業者の高齢化や後継者不足の中でも、引き続き地域の農地・農業を守っていくために、将来の地域農業の在り方を考えるのが「地域計画」です。令和5年4月に「農業経営基盤強化促進法」の改正が行われ、令和7年3月末までに地域計画を作成することとなっています。

町では、地域の農業を誰が、どのように守っていくのかを、地域の幅広い関係者で話し合いを行いながら地域計画を作成します。

地域の農地の「目標地図」を作りながら作成します



地域計画の策定の流れ

- 1 推進体制づくり**
農業委員、農地利用最適化推進委員向けの説明会を開催。協議の場においては、集落ごとの農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に行います。
- 2 意向調査の実施、現状地図の作成**
令和2年度に行ったアンケート結果をもとに、現状地図を作成します。地区によっては、別途耕作者向けにアンケート調査を再度実施します。ご協力をお願いします。
- 3 将来の農地利用についての話し合い**
農地ごとに、将来誰が耕作するか、どう利用するかを、農業委員や農地利用最適化推進委員をはじめとした地域の幅広い関係者で話し合います。その結果を地図に落とし込み、目標地図を作成します。
- 4 地域計画の策定**
地域で話し合った内容をもとに、地域計画を町が策定します。

地域計画策定のメリットは？

およそ10年後の地域内の農地を誰が耕作するのかについて、見通しを付けることができるようになります。自分が耕作をやめた後の次の担い手が決まることで、安心して農業に取り組むことができるようになります。また、農地の受け手は、農地を集約して営農をさらに効率化できるようになります。

そして、地域計画の区域や目標地図に位置付けられた農業者への様々な支援措置を受けやすくなるメリットもあります。

- 例)・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・機械の導入に関する補助
 - ・農業近代化資金等の融資に係る金利負担軽減措置 等

地域計画策定の注意点

地域計画策定後は、現在一般的に行われている農地の貸借方法のうち「相対による利用権設定での貸借(利用権設定等促進事業)」が利用できなくなります。農地バンク(農地中間管理事業)を通じた貸借等に限定され、令和7年4月以降は、すべての地域で相対による利用権設定はできなくなります。

皆様のご協力をお願いします

地域計画は、町内各地域の農業の今後の在り方を考える重要な計画です。地域計画の策定には、農地に関わる人のみならず、地域の皆さんの協力が不可欠です。今後、アンケート調査や話し合いへの出席依頼などがあつた際には、ご協力をお願いします。

